【利用方法】

通報する際は、電話リレーサービスのアプリ等から、緊急通報ボタンをタップまたは「119」 をダイヤルすることで119番通報をすることができます。

【問合せ先】

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係

電話 03-3212-2111 内線4246・4247

FAX 03-3213-1478

メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

HP thhps://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp

※消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」 「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

7. 自動車

●自動車運転教習費補助

心身障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合、または免許の条件にかかる排気量の限定解除を受ける場合に、運転教習費用の一部を助成します。

【対 象】

事前申請が補助の条件となりますので、すでに運転免許を取得した方、教習所を卒業している方は対象となりません。

- ①・②の方で③~⑥のすべての要件に該当する方
 - ① 身体障害者手帳1~3級の方。ただし内部障害は4級までで歩行困難な方または下肢・体幹にかかる障害は5級までで歩行困難な方を含む。
 - ② 愛の手帳1~4度の方
 - ③ 運転免許試験場での運転適性検査に合格し自動車教習所に入所を承認された方
 - ④ 申請日の3か月前から引き続き墨田区内に居住している方
 - ⑤ 他の制度により、運転免許に要する費用の助成を受けていない方
 - ⑥ 前年の所得税の額が40万円以下の方

【助成額】

- ① 第1種普通運転免許取得にかかる経費(教習所入所料、技能・学科教習料、教材費など) 限度額164,800円(前年の所得税の額で変わります)
- ② 免許の条件にかかる排気量の限定解除にかかる経費 限度額 20,600円

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●自動車改造費の助成

重度の身体障害のある方が就労等に必要な自動車を自らが所有し、運転する自動車のハンドル・アクセル・ブレーキなどを改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成します。

【対 象】

改造する前の事前申請が助成の条件となりますので改造前に必ず申請してください。 18歳以上の身体障害者で次のすべてにあてはまる方

- ① 上肢、下肢または体幹機能を含む障害で、それに係る個別等級が 1~2級の方
- ② 墨田区に住所を有する方
- ③ 本人の所得(20歳未満の方は扶養義務者所得)が特別障害者手当の所得制限限度額の範囲内である方

【助成額】

操向および駆動装置等の改造にかかった経費を、133,900円を限度として助成します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●駐車禁止の対象除外

【対 象】

対象となる方は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

る 刀です。					
手帳の種別	障害の区分			障害の級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 害			1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障害			2級または3級	
	平衡機能障害			3級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1級、2級の1または2級の2	
		下肢機能障害		1級から4級までの各級	
		体幹機能障害		1級から3級までの各級	
		運動	L 마++(() 스노	1 級または 2 級(上肢のみに運動機能	
		機能	上肢機能	障害がある場合を除く。)	
		障害	移動機能	1 級から 4 級までの各級	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう			1 級または3級	
	または直腸小腸機能障害				
	免疫機能障害			1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害			1級から3級までの各級	
	(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)				
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じ			特別項症から第3項症までの各項症	
	ん臓、呼吸器ぼうこうまたは直				
	腸小腸機能障害、肝臓機能障害				
	視覚、聴覚、平衡 体 幹 機 能 障 害			特別項症から第4項症までの各項症	
					愛の手帳
(東京都療育手			きの再新中誌が終了している方)		
帳)	(3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)				
精神障害者	1 級				
保健福祉手帳	(精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている方)				
小児慢性特定	色素性乾皮症の認定を受けている方				
疾病児童手帳		12 +0/2/1		<i>- 1</i>	

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

【申請窓口】

都内のすべての警察署(交通課)で申請することが出来ます。

申請に必要な書類

- 身体障害者手帳等
- ・住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面および申請代理人本人の確認ができる 運転免許証などを持参してください。

【問合せ先】

本所警察署 墨田区横川 4-8-9 電話 03-5637-0110

向島警察署 墨田区文花 3-18-9 電話 03-3616-0110 FAX 03-3614-1140

●有料道路通行料金の割引

【対象者】

- ① 本人運転の場合:身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 介護者運転の場合:第1種の身体障害者手帳または第1種の愛の手帳の交付を受けている方 ※必ず事前の申請が必要です。(手帳備考欄に証明のシールを貼ります。)

※本人、家族及び知人等の介護者の自動車が、法人名義や事業用の場合は対象外となります。

【内容】

割引率:通常料金の5割引

【申請に必要なもの】

●ETC レーンを利用する場合は①~⑤ ●ETC レーンを使用しない場合は①、⑤

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 車検証(電子車検証の場合は、電子車検証及び自動車検査証記録事項)
 - ※車検証(自動車検査証記録事項)の所有者欄がローン会社等の場合、割賦契約書等の提示が 必要です。
- ③ 手帳所持者名義の ETC カード (未成年の場合は保護者名義)
- ④ ETC 車載器の管理番号がわかるもの(ETC セットアップ申込書・証明書等)
- ⑤ 第2種身体障害者の方は障害者本人の運転免許証

【申請窓口・問合せ先】

① 区役所の窓口 障害者福祉課障害者相談係 (区役所3階)

電話:03-5608-6165 (身体障害者手帳をお持ちの方)

電話:03-5608-1304 (愛の手帳をお持ちの方)

FAX: 03-5608-6423

② オンライン申請(ETC レーンの利用登録する場合のみ受付可能)

オンライン申請受付サイト: https://www.expressway-discount.jp

有料道路 ETC 割引登録係(受付時間:平日9時から17時)電話:045-477-1233 ※オンライン申請は、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要です。

<有料道路ご利用に関するお問合せ>

NEXCO 東日本お客様センター(24 時間)

電話:0570-024-024 または 03-5308-2424

首都高お客様センター(24 時間) 電話:03-6667-5855

●自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給

【対 象】

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があり、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

【内容】

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で月額をもって支給されます。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額が支給されます。

種別		金額
最重度	特Ⅰ種	99,810円~226,330円
常時要介護	I種	85,390 円~177,950 円
随時要介護	Ⅱ種	42,700 円~88,980 円

【問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)東京主管支所

墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階

電話 03-3621-9941 FAX 03-3621-9944

ホームページ http://www.nasva.go.jp/index.html